従業者名簿（風営法）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | ふりがな | |
| 住所 | （〒　　－　　） | |
| 生年月日　性別 | 年　　月　　日　　男　・　女 | |
| 従事業務の内容 |  | |
| 国籍 | 日本　・　日本以外（　　　　　　） | |
| 外国籍の場合 | 在留資格 |  |
| 在留期間 | 年　　月（　　年　　月　　日まで） |
| 資格外活動許可 | あり　　なし |
| 許可内容 |  |
| 採用年月日 | 年　　　　月　　　　日 | |
| 確認年月日 | 年 　　月 　　　日 | |
| 退職年月日 | 年　　　　月　　　　日 | |

※1　確認書類は、コピーして名簿と一緒に保管すること

※2　退職日から3年間保存すること

※3　従業者名簿への本籍記載は不要になりました（内閣府令平成26年10月17日）

※4　接待飲食店営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、法33条第6項に規定する酒類飲食店営業（深夜酒類飲食店営業）を営む者は、営業に関し客に接する業務に従事させようとする者の生年月日、国籍等を確認しなければなりません。日本国籍を有する者については、当該者の生年月日及び本籍地都道府県名が記載されている住民票記載事項証明書をもって確認することとする。